

## 平成十五年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十八條第二項、第三十條第一項及び第二項第七号、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十三條並びに第三十四條第一項並びに独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五條第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令を次のように定める。

（業務方法書の記載事項）

第一条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八條第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号。以下「機構法」という。）第十二條第一項第一号に規定する新築又は改築に関する事項
- 二 機構法第十二條第一項第二号に規定する操作、維持、修繕その他の管理に関する事項
- 三 機構法第十二條第一項第三号に規定する災害復旧工事に關する事項
- 四 機構法第十二條第一項第四号に規定する特定河川工事に關する事項
- 五 機構法第十二條第二項に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に關する法律（平成三十年法律第四十号）第五條に規定する業務に關する事項
- 六 機構法第十二條第三項第一号に規定する調査、測量、設計、試験、研究及び研修に關する事項
- 七 機構法第十二條第三項第二号に規定する水資源の開発若しくは利用のための施設に關する工事又はこれと密接な関連を有する工事に關する事項
- 八 機構法第十二條第三項第三号に規定する管理に關する事項
- 九 業務委託の基準
- 十 競争入札その他契約に關する基本的事項
- 十一 その他機構の業務の執行に關して必要な事項

（中期計画の認可申請等）

第二条 機構は、通則法第三十條第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

2 機構は、通則法第三十條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第三条 機構に係る通則法第三十條第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に關する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 施設及び設備に關する計画
- 二 人事に關する計画
- 三 中期目標期間を超える債務負担
- 四 機構法第三十一條第一項に規定する積立金の使途
- 五 その他当該中期目標を達成するために必要な事項
- 2 機構の成立後最初の中期計画については、前項第四号中「機構法第三十一條第一項に規定する積立金」とあるのは、「機構法附則第二條第九項に規定する積立金」とする。

第四条 機構に係る通則法第三十一條第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に關し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 機構は、通則法第三十一條第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

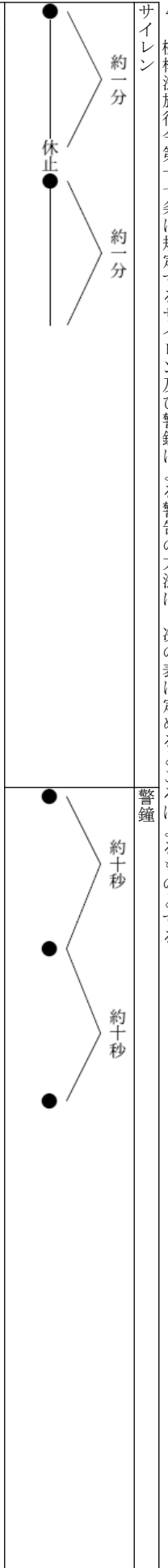
第五条 機構に係る通則法第三十二條第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて同欄に掲げる事項を記載するものとする。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書

- |   |   |
|---|---|
| 一 | 当該事業年度における業務の実績（通則法第二十九條第二項第二号に掲げる事項に係る業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） |
| イ | 中期計画及び年度計画の実施状況   |
| ロ | 当該事業年度における業務運営の状況   |
| ハ | 当該業務に係る指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限る。）   |
| ニ | 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に關する情報   |

<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>二 次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限り。）  イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由  ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策  ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p> <p>一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係る業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）  イ 中期目標及び中期計画の実施状況  ロ 当該期間における業務運営の状況  ハ 当該業務に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限り。）  ニ 当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報  二 次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限り。）  イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由  ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策  ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</p>	<p>一 中期目標の期間における業務の実績（通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係る業務にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係る業務にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）  イ 中期目標及び中期計画の実施状況  ロ 当該期間における業務運営の状況  ハ 当該業務に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値（当該業務に係る指標が設定されている場合に限り。）  ニ 当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報  二 次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限り。）  イ 中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由  ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策  ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>2 機構は、前項に規定する報告書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p>	<p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p>	
<p>第六条 独立行政法人水資源機構法施行令（次条及び第八条において「機構法施行令」という。）第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの  イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法  二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。</p>	
<p>（立札による掲示の様式等）</p>	
<p>第七条 機構法施行令第十七条の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p>	
<p>一 機構法施行令第十七条に規定する水資源開発施設等（以下この項において「水資源開発施設等」という。）の名称</p>	
<p>二 水資源開発施設等の位置</p>	
<p>三 その他流水の状況の変化によつて生ずる危害を防止するために必要な事項</p>	
<p>2 機構法施行令第十七条に規定する立札による掲示は、別記様式第一により行うことを例とする。ただし、放流する日時、河川及びその付近の状況等により特別の必要があると認められるときは、その都度、さらに別記様式第二により行うことを例とする。</p>	
<p>3 機構法施行令第十七条の規定による公衆の閲覧は、機構のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。</p>	

4 機構法施行令第十七条に規定するサイレン及び警鐘による警告の方法は、次の表に定めるところによるものとする。



備考  
一 警告は、適宜の時間継続すること。  
二 必要があればサイレン及び警鐘を併用すること。

(主務大臣)

第八条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。

利根導水路建設事業	利根大堰	利根大堰施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
印旛沼開発事業	印旛沼開発施設	印旛沼開発施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
群馬用水事業	群馬用水施設	群馬用水施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
北総東部用水事業	北総東部用水施設	北総東部用水施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
房総導水路建設事業	房総導水路(両総用水共用施設に限る。)	房総導水路(両総用水共用施設を除く。)	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
成田用水事業	成田用水施設	成田用水施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
東総用水事業	東総用水施設	東総用水施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
朝霞水路改築事業	朝霞水路	朝霞水路改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
埼玉合口二期事業	埼玉合口二期施設(利根川水系星川の区間に限る。)	埼玉合口二期施設(利根川水系星川の区間を除く。)	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
霞ヶ浦用水事業	霞ヶ浦用水施設	霞ヶ浦用水施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
利根中央用水事業	利根中央用水施設	利根中央用水施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
利根大堰施設緊急改築事業	利根大堰	利根大堰施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
武蔵水路改築事業	武蔵水路	武蔵水路改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
印旛沼開発施設緊急改築事業	印旛沼開発施設	印旛沼開発施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
群馬用水施設緊急改築事業	群馬用水施設	群馬用水施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
利根導水路大規模地震対策事業	利根大堰	利根大堰施設緊急改築事業	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	埼玉合口二期施設(利根川水系星川の区間に限る。)	埼玉合口二期施設(利根川水系星川の区間を除く。)	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	埼玉合口二期施設(利根川水系星川の区間を除く。)	埼玉合口二期施設(利根川水系星川の区間を除く。)	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	秋ヶ瀬取水堰	秋ヶ瀬取水堰	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
	朝霞水路	朝霞水路	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
房総導水路施設緊急改築事業	房総導水路(両総用水共用施設を除く。)	房総導水路(両総用水共用施設を除く。)	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
成田用水施設改築事業	成田用水施設	成田用水施設改築事業の対象である施設	農林水産大臣
群馬用水施設改築事業	群馬用水施設	群馬用水施設改築事業の対象である施設	農林水産大臣及び国土交通大臣

豊川用水施設緊急改築事業	豊川用水緊急改築施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
豊川総合用水事業	豊川総合用水施設	農林水産大臣及び国土交通大臣
豊川用水二期事業	豊川用水二期事業の対象である施設（指定工事（機構法施行令第三十四条第四項第二号に規定する指定工事を行い、以下この項において同じ。）に係るものを除く。）	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曾川総合用水事業	豊川用水二期施設（指定工事に係るものに限る。）	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
三重用水事業	木曾川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
愛知用水二期事業	三重用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
長良導水事業	愛知用水二期施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曾川用水施設緊急改築事業	長良導水施設	国土交通大臣
木曾川右岸施設緊急改築事業	木曾川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
木曾川右岸緊急改築事業	木曾川右岸施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
愛知用水三好支線水路緊急対策事業	木曾川右岸施設	農林水産大臣
木曾川用水濃尾第二施設改築事業	愛知用水二期施設（三好支線水路に限る。）	農林水産大臣
長柄可動堰改築事業	木曾川用水濃尾第二施設改築事業の対象である施設	農林水産大臣
正蓮寺川利水事業	淀川大堰	国土交通大臣
室生ダム建設事業	正蓮寺川分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
香川用水事業	工業用水導水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
高知分水事業	初瀬水路	国土交通大臣
香川用水施設緊急改築事業	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
香川用水施設緊急改築事業	高知分水施設	経済産業大臣及び国土交通大臣
香川用水施設緊急対策事業	香川用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
吉野川下流域用水事業	香川用水施設緊急対策事業の対象である施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
岡筑平野用水事業	吉野川下流域用水事業の対象である施設	農林水産大臣
福岡導水事業	岡筑平野用水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
筑後川下流用水事業	福岡導水施設	国土交通大臣
岡筑平野用水二期事業	筑後川下流用水施設	農林水産大臣
福岡導水施設地震対策事業	福岡導水施設	農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
筑後川下流用水総合対策事業	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設	国土交通大臣
筑後川下流用水総合対策事業	筑後川下流用水総合対策事業の対象である施設	農林水産大臣

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(業務方法書に記載すべき事項の特例)

第二条 機構法附則第四条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第一条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を業務方法書に記載するものとする。

一 機構法附則第四条第一項第一号に規定する業務に関する事項

二 機構法附則第四条第一項第二号に規定する業務に関する事項

附則 (平成一七年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号)

この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年五月二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年三月二八日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成一八年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、平成一九年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年九月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成二十一年一月二三日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の表印旛沼開発施設緊急改築事業の項及び香川用水施設緊急改築事業の項の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二十二年四月二一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二十二年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二十四年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二六年一〇月二一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二七年三月二四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、平成二七年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）  
（施行期日）  
この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。  
（業務実績報告書に係る経過措置）
- 2 改正法附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標とみなされる場合におけるこの省令による改正後の独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令第五条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「当該事業年度における業務の実績（当該項目が独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（以下「旧通則法」という。））」と、「第二十九条第二項第二号」とあるのは「第二十九条第二項第三号」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「結果（当該項目が通則法」とあるのは「結果（当該項目が旧通則法）」と、「期間における業務の実績（当該項目が通則法」とあるのは「期間における業務の実績（当該項目が旧通則法）」とする。
- 附 則（平成二七年七月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第五号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二八年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。
- 附 則（平成二九年六月一四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。
- 附 則（平成三〇年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 附 則（平成三〇年四月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成三〇年八月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成三〇年八月二四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号）  
この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三十年八月三十一日）から施行する。
- 附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則（令和元年五月二一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和元年六月二一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和二年五月二一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和三年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）  
この省令は、令和三年四月一日から施行する。
- 附 則（令和四年三月二五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第七条の表筑後川下流水総合対策事業の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年二月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

(施行期日)

1 この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

(立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法に関する経過措置)

2 この省令の施行の際、現に独立行政法人水資源機構が行っている独立行政法人水資源機構法施行令第十七条に規定する立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法については、この省令による改正後の独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和六年四月三〇日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

